



労働者派遣法改正のお知らせ

2012年10月1日より改正労働者派遣法が施行されました。
これに伴い派遣スタッフの皆さまに影響のあるポイントを下記の通りご案内いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 待遇に関する事項の説明について

派遣会社は待遇に関する事項についてお知らせをすることになりました。お知らせの方法等を以下にご案内いたします。

◇事業運営に関する事項

→登録時にご覧頂くDVD、もしくは弊社HP(<http://www.amidas.co.jp/>)の「会社概要」にてご確認ください。

◇労働者派遣制度の概要

→登録時にご覧頂くDVD、もしくは弊社HP(<http://www.amidas.co.jp/job/haken/>)の「派遣のしくみ」にてご確認ください。

◇待遇に関する事項

→教育訓練に関する事項は、登録用冊子(together)をご確認ください。

弊社HP(<http://www.amidas.co.jp/job/haken/>)の「スキルアップサポート」にも掲載しています。

→賃金の見込み額についてはご登録ご来社時に書面にてお渡しいたします。

2. お仕事のご紹介に関する事項について

(1) 離職後1年以内の方を離職前の会社に派遣することができなくなりました。(60歳以上の定年退職者は例外)

お仕事のご紹介にあたっては、直近1年以内の職歴を確認させていただきますので、ご紹介させていただく派遣先が、離職後1年以内の元の勤務先企業であった場合には、速やかにその旨をお申し出ください。

(2) 短期間(30日以内)の派遣就業は原則禁止となりました。ただし、例外として認められる業務、または労働者の条件があります。

◆例外として認められる「業務」

政令で定める 17.5 業務(専門的知識や経験を有する業務として政令第4条に定める業務)

- ソフトウェア開発 機械設計 事務用機器操作 通訳・翻訳・速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成
デモンストレーション 添乗 受付・案内 研究開発 事業の実施体制の企画・立案 書籍等の制作・編集 広告デザイン
OAインストラクション セールスエンジニアの営業・金融商品の営業

◆例外として認められる「労働者の条件」

労働者の条件	確認書類
60歳以上の人	運転免許証、パスポート 等
雇用保険の適用を受けない学生(いわゆる昼間学生。通信制課程や夜学等は除く。)	学生証 等
副業として日雇派遣に従事する人(前年度の生業収入は500万円以上)	源泉徴収票、収入証明 等
主たる生計者ではない人(世帯収入が500万円以上で本人収入が世帯全体収入の50%未満)	世帯主等の源泉徴収票、収入証明 等

なお、30日以内のお仕事をご紹介する場合、例外として認められる労働者の条件を満たしているか否かを判断するために、確認書類をご提示いただくよう、お願い申し上げます。

※やむを得ない事情により確認書類が用意できない場合は、弊社所定様式の「確認・誓約書」をご提出いただけます。

確認書類のご提示もしくは確認・誓約書のご提出がない場合には、30日以内の派遣のお仕事をご紹介することができません。

3. 派遣料金の明示について

派遣会社は法の定めによる時期(労働契約締結時等)に労働者派遣に関する料金額を明示することになりました。

弊社で就業が決定した方、現在、就業中でいらっしゃる方は、担当営業コーディネーターにお尋ねください。

※労働者派遣に関する料金額の明示の対象者は労働契約を締結した方、就業中の方が対象となります。